

新型コロナウイルス感染症対策における
定期調査・検査の報告期限の取扱いについて(北海道)

- 特定建築物・特定建築設備(昇降機・遊戯施設を除く。)に係る報告について、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限(令和2年9月30日)までに報告ができない場合は、令和2年12月28日まで報告を猶予します。
- 令和2年9月30日までに報告ができない場合には、事前に建物所在地を所管する(総合)振興局にご連絡ください。
- 道における取扱いについては、適宜、建設部住宅局建築指導課ホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/kijun/teikihoukoku.htm>)に掲載する予定としていますので、ご参照願います。

＜留意事項等＞

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、報告が困難となった場合に限った取扱いですので、調査又は検査が可能となった場合は、速やかに報告願います。
- 定期報告制度は、建築物等の維持保全の不備を解消することを目的とする制度ですので、安全性の確保について、適切な対応を継続願います。
- 問い合わせ先
留萌振興局留萌建設管理部建築行政室建設指導課
建築住宅係 電話 0164-42-8449(内線 4275)